

改正案（第1回審議会）														改正案（第2回審議会）																	
はじめに														はじめに																	
（略）														（略）																	
第1 農用地利用計画（農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分）														第1 農用地利用計画（農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分）																	
1 土地利用区分の方向														1 土地利用区分の方向																	
（1）土地利用の方向														（1）土地利用の方向																	
ア 土地利用の構想														ア 土地利用の構想																	
（ア）地域の概況														（ア）地域の概況																	
本市は、京都市の西方約20km、京都府のほぼ中央に位置し、西及び北は南丹市に、南は大阪府高槻市・茨木市・豊能郡に接しています。														本市は、京都市の西方約20km、京都府のほぼ中央に位置し、西及び北は南丹市に、南は大阪府高槻市・茨木市・豊能郡に接しています。																	
地形は、標高500m～600m、なかには700mを超す山々に囲まれた盆地で、中央部を流れる桂川（保津川）に沿った平坦地には、JR嵯峨野線（山陰本線）、国道9号、京都縦貫自動車道などの主要交通網が縦貫しています。														地形は、標高500m～600m、なかには700mを超す山々に囲まれた盆地で、中央部を流れる桂川（保津川）に沿った平坦地には、JR嵯峨野線（山陰本線）、国道9号、京都縦貫自動車道などの主要交通網が縦貫しています。																	
気候は、内陸性で、年平均気温は14℃～15℃となっており、年間降水量は、1,500mm～1,900mmで、秋から冬にかけて霧が発生することが多いです。														気候は、内陸性で、年平均気温は14℃～15℃となっており、年間降水量は、1,500mm～1,900mmで、秋から冬にかけて霧が発生することが多いです。																	
市域内の土地利用は、中央部に商業エリアや住宅地などの既成市街地のほかに、工場適地指定を受けた工業団地等が張り付き、それを取り囲むように農村集落と農用地が広がっており、市域面積22,480haのうち市街化区域が1,078.7ha、市街化調整区域が11,931.3ha、その他区域が9,470haとなっています。														市域内の土地利用は、中央部に商業エリアや住宅地などの既成市街地のほかに、工場適地指定を受けた工業団地等が張り付き、それを取り囲むように農村集落と農用地が広がっており、市域面積22,480haのうち市街化区域が1,078.7ha、市街化調整区域が11,931.3ha、その他区域が9,470haとなっています。																	
農業振興地域内の土地利用については、安全・安心な農産物の安定供給に必要な優良農地の保全・確保、並びに農地が有する多面的な機能の維持・向上を図るとともに、元気で活力ある農業を営む場としての快適な農村集落と生産基盤の整備を進めることを基本とします。														農業振興地域内の土地利用については、安全・安心な農産物の安定供給に必要な優良農地の保全・確保、並びに農地が有する多面的な機能の維持・向上を図るとともに、元気で活力ある農業を営む場としての快適な農村集落と生産基盤の整備を進めることを基本とします。																	
農業振興地域内土地利用区分（単位：ha）														農業振興地域内土地利用区分（単位：ha）																	
区分		農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工業用地		その他		総面積		区分		農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工業用地		その他		総面積	
年次		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	年次		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在(R6)		2,532.5	47%	11.7	0%	100.7	2%	588.8	11%	44.3	1%	2,176.5	40%	5,454.5	100%	現在(R6)		2,531.2	47%	11.7	0%	100.7	2%	588.8	11%	44.3	1%	2,176.5	40%	5,453.2	100%
目標(R7)		2,540.1	47%	12.1	0%	95.0	2%	588.8	11%	44.3	1%	2,172.3	40%	5,452.6	100%	目標(R7)		2,538.8	47%	12.1	0%	95.0	2%	588.8	11%	44.3	1%	2,172.3	40%	5,451.3	100%
増減		7.6		0.4		-5.7		0.0		0.0		-4.2		-1.9		増減		7.6		0.4		-5.7		0.0		0.0		-4.2		-1.9	
（イ）農用地区域の設定														（イ）農用地区域の設定																	
農業振興地域の整備に関する法律や農地法等において、農業振興地域内の農用地への編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制、農地法第30条に規定される農地の利用状況調査、農地転用制度の厳格な運用等が求められており、農業委員会とも連携し、適正に運用することにより優良農地の確保に努めます。														農業振興地域の整備に関する法律や農地法等において、農業振興地域内の農用地への編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制、農地法第30条に規定される農地の利用状況調査、農地転用制度の厳格な運用等が求められており、農業委員会とも連携し、適正に運用することにより優良農地の確保に努めます。																	
ついては、今後おおむね10年以上にわたって、農業上の利用を確保していく必要がある集団性・連坦性を有した農地を農用地区域として設定し、積極的な整備を図るとともに適正な保全・活用に努めることとします。一方、自然条件などにより、農業の近代化を図ることが困難な農用地や集落地域に介在する農用地については、農用地区域から除きます。														ついては、今後おおむね10年以上にわたって、農業上の利用を確保していく必要がある集団性・連坦性を有した農地を農用地区域として設定し、積極的な整備を図るとともに適正な保全・活用に努めることとします。一方、自然条件などにより、農業の近代化を図ることが困難な農用地や集落地域に介在する農用地については、農用地区域から除きます。																	

イ 農用地区域の設定方針

（ア）現況農用地についての農用地区域の設定方針

本市においては、水稻を中心に、麦、大豆、小豆、京野菜、景観形成作物、畜産など、地域特性に応じた多様な農畜産物等の生産振興が図られてきたことから、現況農用地2,532.5haのうち、次に掲げる農用地218.4haを除く約2,314.1haについて、農用地区域を設定します。

- a 施設等の整備にかかる農用地（道路新設改良、河川改修及びその他公共用施設用地）：39.7ha
- b 集落内に介在する農用地（該当集落数：118集落）：103.1ha
- c 都市化の進展によって、今後農用地としての存続が困難と予想される市街化区域周辺の農用地：65.5ha
- d その他：10.1ha
 - （a）農用地区域への編入について調整が必要な各地区の一部農用地
 - （b）道路沿線等で開発が進みつつある各地区の農用地

（イ）現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本市の現況農業用施設用地のうち、上記（ア）において農用地区域として設定することとした農用地区域に介在または隣接するもので、当該農用地と一体的に保全する必要がある11.7haについて農用地区域を設定します。

（2） 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等の利用方針

農業振興地域内の目標年次における京都府内の農用地面積は30,844haで、市においては2,582haとします。この農用地を効率的・効果的に利用した作目の生産振興を図るためには、地域に適した重点作目の産地化に取り組むなど、積極的な土地利用を進めていく必要があります。

イ 用途区分の構想

用途区分については、土地利用の目標を達成するため、自然条件・土地条件・営農条件等を考慮して、地域特性に応じた生産性の高い土地利用を目指します。

このため、川東地区（旭町・馬路町・河原林町・千歳町・保津町）、市街化区域との隣接地区（千代川町・大井町・亀岡地区・篠町）、中部地区（曽我部町・蔭田野町・吉川町）、西部地区（畑野町・本梅町・宮前町・東本梅町）、南部地区（東別院町・西別院町）の5地区に区分して設定することとします。

また、平成26年度から、耕作放棄地を含めた農地の土地利用を計画的に再編し、さらに、担い手への農地の利用集積を進めることにより、生産性の向上と優良農地の確保を図るため、亀岡中部地区国営緊急農地再編整備事業が実施されています。

【川東地区（旭町、馬路町、河原林町、千歳町、保津町）】

この地区は、桂川（保津川）左岸沿いから三郎ヶ岳・牛松山の傾斜地にかけ広大で平坦な農用地を有していることから、水稻を中心に、麦、大豆、小豆などの土地利用型農業が展開される一方で、乳牛、肉牛等の畜産業も盛んに行われています。

また、平成12年度から、効率的な土地利用と生産性の高い農業生産基盤の形成並びに快適な農村集落環境の一体的な整備を目指し、国営農地再編整備事業が実施され、平成23年度に完了しました。

以来、大型区画水田を活用した営農活動の継続を基本に、これまでに取り組まれてきた集落営農組織の育成・強化を進めてきましたが、今後さらに、総合的な農業生産基地としての確立を図ることとします。

イ 農用地区域の設定方針

（ア）現況農用地についての農用地区域の設定方針

本市においては、水稻を中心に、麦、大豆、小豆、京野菜、景観形成作物、畜産など、地域特性に応じた多様な農畜産物等の生産振興が図られてきたことから、現況農用地2,531.2haのうち、次に掲げる農用地218.4haを除く約2,312.8haについて、農用地区域を設定します。

- a 施設等の整備にかかる農用地（道路新設改良、河川改修及びその他公共用施設用地）：39.7ha
- b 集落内に介在する農用地（該当集落数：118集落）：103.1ha
- c 都市化の進展によって、今後農用地としての存続が困難と予想される市街化区域周辺の農用地：65.5ha
- d その他：10.1ha
 - （a）農用地区域への編入について調整が必要な各地区の一部農用地
 - （b）道路沿線等で開発が進みつつある各地区の農用地

（イ）現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本市の現況農業用施設用地のうち、上記（ア）において農用地区域として設定することとした農用地区域に介在または隣接するもので、当該農用地と一体的に保全する必要がある11.7haについて農用地区域を設定します。

（2） 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等の利用方針

農業振興地域内の目標年次における京都府内の農用地面積は30,844haで、市においては2,582haとします。この農用地を効率的・効果的に利用した作目の生産振興を図るためには、地域に適した重点作目の産地化に取り組むなど、積極的な土地利用を進めていく必要があります。

イ 用途区分の構想

用途区分については、土地利用の目標を達成するため、自然条件・土地条件・営農条件等を考慮して、地域特性に応じた生産性の高い土地利用を目指します。

このため、川東地区（旭町・馬路町・河原林町・千歳町・保津町）、市街化区域との隣接地区（千代川町・大井町・亀岡地区・篠町）、中部地区（曽我部町・蔭田野町・吉川町）、西部地区（畑野町・本梅町・宮前町・東本梅町）、南部地区（東別院町・西別院町）の5地区に区分して設定することとします。

また、平成26年度から、耕作放棄地を含めた農地の土地利用を計画的に再編し、さらに、担い手への農地の利用集積を進めることにより、生産性の向上と優良農地の確保を図るため、亀岡中部地区国営緊急農地再編整備事業が実施されています。

【川東地区（旭町、馬路町、河原林町、千歳町、保津町）】

この地区は、桂川（保津川）左岸沿いから三郎ヶ岳・牛松山の傾斜地にかけ広大で平坦な農用地を有していることから、水稻を中心に、麦、大豆、小豆などの土地利用型農業が展開される一方で、乳牛、肉牛等の畜産業も盛んに行われています。

また、平成12年度から、効率的な土地利用と生産性の高い農業生産基盤の形成並びに快適な農村集落環境の一体的な整備を目指し、国営農地再編整備事業が実施され、平成23年度に完了しました。

以来、大型区画水田を活用した営農活動の継続を基本に、これまでに取り組まれてきた集落営農組織の育成・強化を進めてきましたが、今後さらに、総合的な農業生産基地としての確立を図ることとします。

【市街化区域との隣接地区（千代川町、大井町、亀岡地区、篠町）】 市街化区域を含むこの地区には、全人口の約7割が居住しています。 各集落の周辺に広がる比較的平坦な農用地の大半は、土地基盤整備が未整備な状況にありますが、水稻を中心に、聖護院かぶ、聖護院だいこん等の地域特産物が生産されています。また、一部の地域では、麦や大豆の集団栽培にも取り組まれています。 本地区は、市街化区域に隣接することから、優良農地として保全する区域を明確にして農用地の確保を行うため、一部の地域において土地基盤整備が実施されておりますが、今後さらに整備を進めていき、地域特産物を中心とした集約農業の振興を図るため、「京都ブランド」並びに「亀岡ブランド」農産物の生産を進める地区とします。 【中部地区（曾我部町、蔦田野町、吉川町）】 この地区は、一級河川の曾我谷川と犬飼川の間に形づくられた扇状地に、川東地区に次ぐ広い農用地を有しており、これまでから計画的な土地基盤整備が進められてきたところです。古くから水稻を中心に、たまねぎ等が生産され、近年では、みず菜や紫ずきん等の作付けが増加するとともに、景観形成作物の栽培による観光農業への取り組みも行われています。 本地区では、優良農地の保全・活用を促進するため、現在においても一部の地域については土地基盤整備が実施されており、今後も順次土地基盤整備を進めるとともに集落営農組織等の育成を行うことにより、地域特性を活かした多様な農作物の生産振興を図る地区とします。 【西部地区（畑野町、本梅町、宮前町、東本梅町）】 この地区は、半国山のふもとに農用地が連坦する西部盆地の形状をなす中山間地を含んだ地域で、早くから農業振興母体として西部地区農業振興協議会が結成され、地域が一体となって農業生産の向上を目指した取り組みや土地基盤整備を推進しており、地区内農用地<u>4 1 0 . 4 h a</u>の内、既に3 3 4 . 3 h aでほ場整備を終えています。 これまでから水稻を中心に、麦、大豆等が生産され、最近では、賀茂なすや紫ずきん、酒米等にも取り組まれています。現在、一部の地域で土地基盤整備が実施されておりますが、今後も、さらに整備を進めながら、西部地区農業振興協議会を中心とした生産性の高い広域営農体制の確立に向けて、中核的な担い手農家並びに集落営農組織の育成・強化を進めることにより、地域条件に適した農作物の生産振興を図る地区とします。 【南部地区（東別院町、西別院町）】 大阪府の北部都市に隣接し、農業と林業を主要産業としてきたこの地区は、中山間地から山間地に点在する限られた農用地の利用効率を高めるため、これまでに一定の土地基盤整備を終えています。水稻を中心に、ブランド京野菜等が生産されているほか、一部の地域では、麦、そば等の作付けも行われ、地域特産物として「犬甘野そば」などの加工品開発に取り組まれています。 今後においても、本地区の自然条件に応じた農産物・林産物の生産振興を図るとともに、大阪府に隣接する地理的優位性を活かした付加価値製品の開発等を推進することとします。 2 農用地利用計画 別記のとおり（2 4 ページ～） 第2 農業生産の基盤の整備及び開発に関する計画 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	【市街化区域との隣接地区（千代川町、大井町、亀岡地区、篠町）】 市街化区域を含むこの地区には、全人口の約7割が居住しています。 各集落の周辺に広がる比較的平坦な農用地の大半は、土地基盤整備が未整備な状況にありますが、水稻を中心に、聖護院かぶ、聖護院だいこん等の地域特産物が生産されています。また、一部の地域では、麦や大豆の集団栽培にも取り組まれています。 本地区は、市街化区域に隣接することから、優良農地として保全する区域を明確にして農用地の確保を行うため、一部の地域において土地基盤整備が実施されておりますが、今後さらに整備を進めていき、地域特産物を中心とした集約農業の振興を図るため、「京都ブランド」並びに「亀岡ブランド」農産物の生産を進める地区とします。 【中部地区（曾我部町、蔦田野町、吉川町）】 この地区は、一級河川の曾我谷川と犬飼川の間に形づくられた扇状地に、川東地区に次ぐ広い農用地を有しており、これまでから計画的な土地基盤整備が進められてきたところです。古くから水稻を中心に、たまねぎ等が生産され、近年では、みず菜や紫ずきん等の作付けが増加するとともに、景観形成作物の栽培による観光農業への取り組みも行われています。 本地区では、優良農地の保全・活用を促進するため、現在においても一部の地域については土地基盤整備が実施されており、今後も順次土地基盤整備を進めるとともに集落営農組織等の育成を行うことにより、地域特性を活かした多様な農作物の生産振興を図る地区とします。 【西部地区（畑野町、本梅町、宮前町、東本梅町）】 この地区は、半国山のふもとに農用地が連坦する西部盆地の形状をなす中山間地を含んだ地域で、早くから農業振興母体として西部地区農業振興協議会が結成され、地域が一体となって農業生産の向上を目指した取り組みや土地基盤整備を推進しており、地区内農用地<u>4 0 9 . 9 h a</u>の内、既に3 3 4 . 3 h aでほ場整備を終えています。 これまでから水稻を中心に、麦、大豆等が生産され、最近では、賀茂なすや紫ずきん、酒米等にも取り組まれています。現在、一部の地域で土地基盤整備が実施されておりますが、今後も、さらに整備を進めながら、西部地区農業振興協議会を中心とした生産性の高い広域営農体制の確立に向けて、中核的な担い手農家並びに集落営農組織の育成・強化を進めることにより、地域条件に適した農作物の生産振興を図る地区とします。 【南部地区（東別院町、西別院町）】 大阪府の北部都市に隣接し、農業と林業を主要産業としてきたこの地区は、中山間地から山間地に点在する限られた農用地の利用効率を高めるため、これまでに一定の土地基盤整備を終えています。水稻を中心に、ブランド京野菜等が生産されているほか、一部の地域では、麦、そば等の作付けも行われ、地域特産物として「犬甘野そば」などの加工品開発に取り組まれています。 今後においても、本地区の自然条件に応じた農産物・林産物の生産振興を図るとともに、大阪府に隣接する地理的優位性を活かした付加価値製品の開発等を推進することとします。 2 農用地利用計画 別記のとおり（2 4 ページ～） 第2 農業生産の基盤の整備及び開発に関する計画 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向
--	--

本市における土地基盤整備の状況は、要ほ場整備面積2304.1haのうち1,299.5haで実施済みで、整備率は56.4％となっています。

こうした状況の中で、農業の生産性の向上並びに効率的な農業経営の発展を図り、農業振興を基本とした地域の総合的な活性化を進めるため、今後もほ場整備事業をはじめとした土地基盤整備を推進することとします。

なお、事業実施に当たっては、地域の意向と実情に基づく営農計画との連動を考慮するとともに、集落機能の維持・向上並びに自然環境の保全や生態系等にも配慮する中で、農業の多面的な機能が発揮できるように、それぞれの地域に最も適した整備手法を採用します。

また、農地や農業用水等の資源については、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が難しくなっていることから、地域における農地・水・環境の良好な保全と質の向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援し、将来にわたって農業・農村の基盤を支えていくこととします。

さらに、近年は、農業用施設について、経年による老朽化や自然災害による破損が多く見受けられるので、土地改良区など施設管理者のみならず、地域ぐるみの共同活動を通じた維持管理の支援も強化します。

□ 地区別開発計画

【川東地区（旭町、馬路町、河原林町、千歳町、保津町）】

広大で平坦な農用地を有するこの地区は、亀岡農業の発展に中核的な役割を担う地域であり、平成12年度から国営川東地区推進協議会が中心となって、生態系や景観など環境との調和にも配慮する中で、国営農地再編整備事業が推進され、713.1haで整備を終えました。

今後も、集落営農組織の育成・強化、さらには法人化等に向けた取り組みを進めます。また、畜産堆肥等の活用による土づくり対策を基本に、環境にやさしい耕畜連携の自然循環型農業の促進を図ります。

【市街化区域との隣接地区（千代川町、大井町、亀岡地区、篠町）】

宅地開発等により都市化の影響を受けるこの地区は、市街化区域内農地の減少が進む一方で、ある程度まとまった農地が存在していることから、これまでに千代川町の今津地区や川関地区、大井町の北金岐地区において小規模なほ場整備事業を実施してきました。

本地区においては、市街化区域を中心に道路・河川等の都市基盤の整備が予想されるところですが、一団の農地においては、効率的な営農展開による農業生産性の向上が不可欠であり、担い手への農地の利用集積と集落営農組織の育成・強化を図るため、一部の地域において土地基盤整備が実施されておりますが、今後さらに地域一体的なほ場整備事業を推進し、優良農地の保全・確保を行います。

【中部地区（曾我部町、蒔田野町、吉川町）】

川東地区に次ぐ高い農業生産力を有するこの地区は、これまでに多様な土地基盤整備事業を実施してきたことから、地区内農用地面積504.4haの内、既に109.5haで整備を終えています。

今後においても、効率的な営農展開による農業生産性の向上が不可欠であり、担い手への農地の利用集積と集落営農組織の育成・強化を図るため、一部の地域において土地基盤整備が実施されておりますが、今後さらに地域一体的なほ場整備事業を推進し、優良農地の保全・確保を行います。

【西部地区（畑野町、本梅町、宮前町、東本梅町）】

中山間地を抱えるものの、多くの優良農地を有するこの地区は、比較的早期から土地基盤整備事業に取り組んできたことから、地区内農用地面積410.4haの内、既に334.3haで整備を終えています。

今後においては、効率的な営農展開による農業生産性の向上が不可欠であり、担い手への農地の利用集積と集落営農組織の育成・強化を図るため、一部の地域において土地基盤整備が実施されておりますが、今後さらに地域一体的なほ場整備事業を推進し、優良農地の保全・確保を行います。

本市における土地基盤整備の状況は、要ほ場整備面積2304.1haのうち1,299.5haで実施済みで、整備率は56.4％となっています。

こうした状況の中で、農業の生産性の向上並びに効率的な農業経営の発展を図り、農業振興を基本とした地域の総合的な活性化を進めるため、今後もほ場整備事業をはじめとした土地基盤整備を推進することとします。

なお、事業実施に当たっては、地域の意向と実情に基づく営農計画との連動を考慮するとともに、集落機能の維持・向上並びに自然環境の保全や生態系等にも配慮する中で、農業の多面的な機能が発揮できるように、それぞれの地域に最も適した整備手法を採用します。

また、農地や農業用水等の資源については、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が難しくなっていることから、地域における農地・水・環境の良好な保全と質の向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援し、将来にわたって農業・農村の基盤を支えていくこととします。

さらに、近年は、農業用施設について、経年による老朽化や自然災害による破損が多く見受けられるので、土地改良区など施設管理者のみならず、地域ぐるみの共同活動を通じた維持管理の支援も強化します。

□ 地区別開発計画

【川東地区（旭町、馬路町、河原林町、千歳町、保津町）】

広大で平坦な農用地を有するこの地区は、亀岡農業の発展に中核的な役割を担う地域であり、平成12年度から国営川東地区推進協議会が中心となって、生態系や景観など環境との調和にも配慮する中で、国営農地再編整備事業が推進され、713.1haで整備を終えました。

今後も、集落営農組織の育成・強化、さらには法人化等に向けた取り組みを進めます。また、畜産堆肥等の活用による土づくり対策を基本に、環境にやさしい耕畜連携の自然循環型農業の促進を図ります。

【市街化区域との隣接地区（千代川町、大井町、亀岡地区、篠町）】

宅地開発等により都市化の影響を受けるこの地区は、市街化区域内農地の減少が進む一方で、ある程度まとまった農地が存在していることから、これまでに千代川町の今津地区や川関地区、大井町の北金岐地区において小規模なほ場整備事業を実施してきました。

本地区においては、市街化区域を中心に道路・河川等の都市基盤の整備が予想されるところですが、一団の農地においては、効率的な営農展開による農業生産性の向上が不可欠であり、担い手への農地の利用集積と集落営農組織の育成・強化を図るため、一部の地域において土地基盤整備が実施されておりますが、今後さらに地域一体的なほ場整備事業を推進し、優良農地の保全・確保を行います。

【中部地区（曾我部町、蒔田野町、吉川町）】

川東地区に次ぐ高い農業生産力を有するこの地区は、これまでに多様な土地基盤整備事業を実施してきたことから、地区内農用地面積504.4haの内、既に109.5haで整備を終えています。

今後においても、効率的な営農展開による農業生産性の向上が不可欠であり、担い手への農地の利用集積と集落営農組織の育成・強化を図るため、一部の地域において土地基盤整備が実施されておりますが、今後さらに地域一体的なほ場整備事業を推進し、優良農地の保全・確保を行います。

【西部地区（畑野町、本梅町、宮前町、東本梅町）】

中山間地を抱えるものの、多くの優良農地を有するこの地区は、比較的早期から土地基盤整備事業に取り組んできたことから、地区内農用地面積409.9haの内、既に334.3haで整備を終えています。

今後においては、効率的な営農展開による農業生産性の向上が不可欠であり、担い手への農地の利用集積と集落営農組織の育成・強化を図るため、一部の地域において土地基盤整備が実施されておりますが、今後さらに地域一体的なほ場整備事業を推進し、優良農地の保全・確保を行います。

【南部地区（東別院町、西別院町）】 中山間地から山間地に位置し、棚田形状の農地を有するこの地区は、西別院町の犬甘野地区・下ノ谷地区においてほ場整備事業が完了しており、そばの集団栽培等による農業が展開されています。また、東別院町においても、63.7haでは場整備事業が完了し、残る未整備田の土地基盤整備を推進するとともに整備された農地が農地として有効に活用される仕組みづくりを目指します。 2 農業生産基盤整備開発計画 ＊ 農業生産基盤整備開発計画（別表2） 3 森林の整備その他林業の振興との関連 本市は、市域面積の67.9％を森林が占めていることから、木材の生産や製材等が盛んに行われてきましたが、今日の木材価格の低迷やエネルギーの転換等により、森林の健全な管理・育成が阻害されている状況にあります。しかし、一方では水資源のかん養、国土の保全、生態系の維持などの多様な機能のほか、環境保全の観点からも森林への関心が高まってきています。 今後においても、森林が有する機能が総合的に発揮できるように、「亀岡市森林整備計画」に基づく適正な管理・育成を行うこととし、関係機関との連携による造林・保育・間伐等の森林保全や、林道・作業道等の基盤整備を計画的に推進します。 4 他事業との関連 ほ場整備事業などの農業生産基盤整備に関連する河川、道路等の整備については、関係機関等と十分協議を行う中で、整合性が確保できるよう対応します。 第3 農用地等の保全に関する計画 （略） 第4 農業経営基盤の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進に関する計画 （略） 第5 農業の近代化のための施設の整備に関する計画 （略） 第6 農業を担うべき者を育成・確保するための施設の整備に関する計画 （略） 第7 農業従事者の安定的な就業の促進に関する計画 （略）	【南部地区（東別院町、西別院町）】 中山間地から山間地に位置し、棚田形状の農地を有するこの地区は、西別院町の犬甘野地区・下ノ谷地区においてほ場整備事業が完了しており、そばの集団栽培等による農業が展開されています。また、東別院町においても、63.7haでは場整備事業が完了し、残る未整備田の土地基盤整備を推進するとともに整備された農地が農地として有効に活用される仕組みづくりを目指します。 2 農業生産基盤整備開発計画 ＊ 農業生産基盤整備開発計画（別表2） 3 森林の整備その他林業の振興との関連 本市は、市域面積の67.9％を森林が占めていることから、木材の生産や製材等が盛んに行われてきましたが、今日の木材価格の低迷やエネルギーの転換等により、森林の健全な管理・育成が阻害されている状況にあります。しかし、一方では水資源のかん養、国土の保全、生態系の維持などの多様な機能のほか、環境保全の観点からも森林への関心が高まってきています。 今後においても、森林が有する機能が総合的に発揮できるように、「亀岡市森林整備計画」に基づく適正な管理・育成を行うこととし、関係機関との連携による造林・保育・間伐等の森林保全や、林道・作業道等の基盤整備を計画的に推進します。 4 他事業との関連 ほ場整備事業などの農業生産基盤整備に関連する河川、道路等の整備については、関係機関等と十分協議を行う中で、整合性が確保できるよう対応します。 第3 農用地等の保全に関する計画 （略） 第4 農業経営基盤の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進に関する計画 （略） 第5 農業の近代化のための施設の整備に関する計画 （略） 第6 農業を担うべき者を育成・確保するための施設の整備に関する計画 （略） 第7 農業従事者の安定的な就業の促進に関する計画 （略）
---	---

第8 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する計画

(略)

第8 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する計画

(略)